下呂市特産品ホームページ運営協力会規約

（名称）

第１条　本会は、下呂市特産品ホームページ運営協力会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本会は、下呂市が開設した特産品に関する情報発信ホームページ「下呂市の特産品」（以下「下呂市特産品ホームページ」という。）の適切な運営管理に協力するとともに活発な利用を推進することで、特産品に関する産業の振興及び地域の振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）下呂市特産品ホームページへの参加促進

（２）下呂市特産品ホームページの管理運営への協力

（３）特産品に関する新たな情報発信の検討及び実施

（４）下呂市が行う特産品及び地域振興を目的とした事業への協力

（５）その他特産品及び地域振興を促進するための事業

（会員）

第４条　本会の会員は、下呂市特産品ホームページに特産品の情報を掲載している企業または団体及び個人（以下「企業等」という。）、または会の目的に賛同する企業等とする。

（役員の構成）

第５条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　　　１名

　（２）副会長　　２名

　（３）運営委員　３名

　（４）監事　　　１名

　（５）会計　　　１名

（役員の選任）

第６条　会長は、第11条に定める総会において、第４条に規定する会員の互選により選出する。

２　役員は、第４条に規定する会員のうちから会長が指名する。

（役員の職務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

３　会計は、責任者として事業の会計を行う。

４　監事は、次に掲げる業務を行う。

1. 本会の会計事務及び業務執行を監査すること。
2. 会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
3. 前号の報告をするために必要があると認めるときは、臨時総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（アドバイザー）

第９条　本会の目的を達成するため、アドバイザーを指名し、会議への出席を求めることができる。

（会議）

第10条　本会に次の会議をおく。

1. 総会
2. 運営委員会

（総会）

第11条　総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

２　総会は、以下の事項について議決する

（１）本会の規約の制定及び改廃

（２）解散

（３）役員の選任及び解任

（４）事業計画及び事業報告に関する事項

（５）予算及び決算に関する事項

（６）その他本会の運営に関する重要な事項

３　定期総会は、毎事業年度１回開催する。

４　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）運営委員会が必要と認め召集の請求をしたとき

　（２）会員総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

1. 第７条第３項第３号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

５　総会の議長は、本会の会長があたる。

６　総会は、委任状を含めた会員の２分の１以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数の場合は、議長の決するところによる。

７　運営委員会が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の２分の１以上の者が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（運営委員会）

第12条　運営委員会は、役員をもって構成し、会長が必要と認めたときに開催する。

２　運営委員会は、事業計画、予算および決算その他本会の重要な事項について審議する。

３　運営委員会は、構成員の過半数の出席（代理出席を委任された者を含む。）により成立し、議事は出席者の過半数によって決する。

４　運営委員会は、総会に対し議事を提案する。

（ワーキング・チーム）

第13条　本会に、その目的の達成及び事業の推進にあたり、専門事項を調査検討させるため運営委員会の承認を得てワーキング・チームを設置することができる。

２　ワーキング・チームは、会員の中から会長が指名する者（以下「チーム員」という。）をもって構成する。

３　ワーキング・チームは、チーム員以外の者の参加を求め、意見を聴くことができる。

４　ワーキング・チームの活動状況については、運営委員会に報告する。

５　ワーキング・チームの決定事項については、運営委員会の承認を得て実施することができる。

（会費）

第14条　会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

（会計年度）

第15条　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（事務局）

第16条　本会の事務局は、下呂市役所特産品振興担当課内に置く。

（雑則）

第17条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

　附　則

１　本規約は、平成25年５月14日から施行する。

２　この規約の施行後、初めて選任された役員は、第８条の規定にかかわらず、選任された日から平成27年３月31日までとする。

３　この規約の施行後、最初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず施行の日から平成26年３月31日までとする。

一部改正　平成３０年１２月２０日

下呂市特産品ホームページ運営協力会の会費規程

（目的）

第１条　下呂市特産品ホームページ運営協力会規約第14条の規定による会費の額及び
　納入方法は、この規定の定めるところによる。

（会費の額）
第２条　会費の額は、以下の通りとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 摘　　　要 | 会費の額 |
| 前年度のふるさと納税返礼品の売上額が100万円を超える者 | 5,000円 |
| 前年度のふるさと納税返礼品の売上額が100万円未満かつ10万円を超える者 | 3,000円 |
| 前年度のふるさと納税の売上額が10万円未満の者 | 0円 |

２　会員が年度の途中に入会した場合は、年会費は0円とする。

また、会員が年度途中に退会した場合であっても、会費の払い戻しはしないものとする。

（納入）

第３条　前条に規定する会費は、当会の請求に基づき、納入しなければならない。

（雑則）

第４条　この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、会長が別に定める。

　附　則

１　本規程は、平成25年5月14日から施行する。

　附　則

この規程は、令和6年4月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。